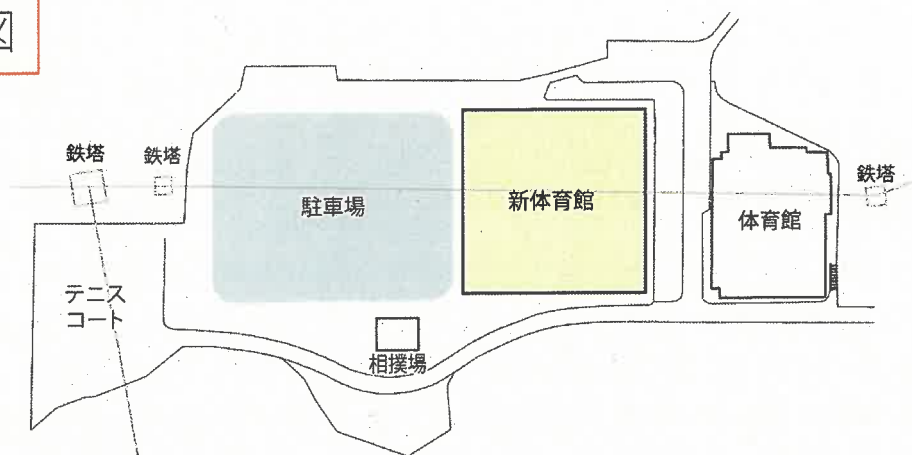
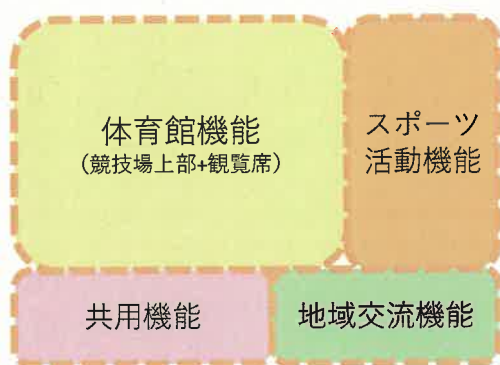


生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画 配置図及び施設ゾーニング

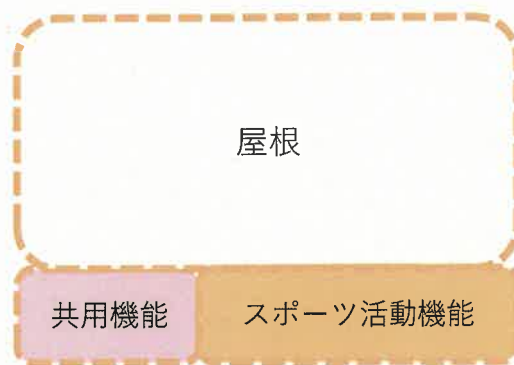
配置図



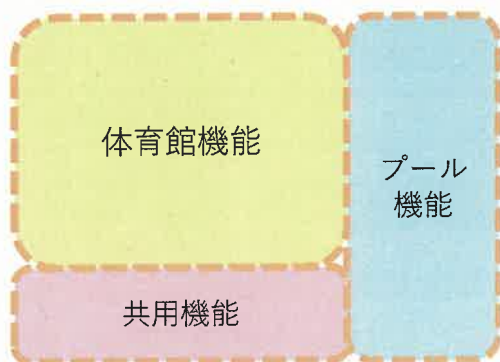
施設ゾーニング



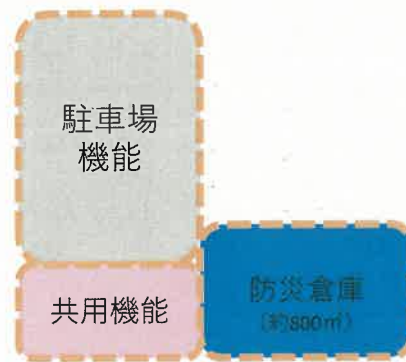
【2階ゾーニング】



【3階ゾーニング】



【1階ゾーニング】



【地下1階ゾーニング】

※この配置図・施設ゾーニング図は令和7年11月4日時点のものであり、今後検討の上変更になる場合があります。

関係機関協議および 市民等の意向把握について (概要)

令和7年11月6日(木)
生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

1

①庁内関係部局における意見聴取会議

- | | |
|------|---------------------------------|
| 目的 | 事業化に向けた関係部局間の調整 |
| 対象者 | 庁内関係部局 |
| 実施時期 | 第1回：11月6日(木)午後　第2回：2026年2月頃（予定） |
| 内容 | 関係部局間での協議を行い、懸念点・対応事項等の確認を行う |

②利用者等へのヒアリング

- | | |
|------|---|
| 目的 | リニューアル事業の方向性の共有および利用者等の意見の把握 |
| 対象者 | 生駒市スポーツ協会役員・生駒市スポーツ協会加盟競技団体 |
| 実施時期 | 11月10日(月)午後7時から |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">・リニューアル後の施設規模等についてのご説明を行う・スポーツ協会加盟団体より意見や質問をいただく |

2

③市民へのWEBアンケート【実施中】

目的

総合公園に対する利用状況や利用実感、現施設の課題、市民の要望の把握

対象者

生駒市民（総合公園を利用している生駒市外の方も含む）

実施方法

Webアンケートシステム（PC/スマートフォン）

実施時期

- ・ 回答期間 10月31日(金)～11月21日(金) ※1人1回答制限あり
- ・ 11月広報に掲載中
- ・ 集計結果は、12月中に取りまとめ予定

内容

【回答者属性】住んでいる場所、年代

- | | |
|-------------|--------------------|
| (総合公園の利用状況) | (総合公園リニューアルにむけて) |
| Q 1. 利用歴 | Q 7. 現在の総合公園のイメージ |
| Q 2. 利用目的 | Q 8. 新しい総合公園に望む姿 |
| Q 3. 利用頻度 | Q 9. 新しい総合公園に望む機能 |
| Q 4. 交通手段 | Q 10. 新しい総合公園を活用した |
| Q 5. 利用施設 | 地域活性化の取組のうち |
| Q 6. 利用上の課題 | 協力可能なもの |

▼回答ページのイメージ

総合公園リニューアルに関するアンケート

Q1. 現在の生駒市体育協会総合S.C.（総合公園）に行ったことがありますか。
[必ず回答]

1. ある
2. ない

Q2. 現在の生駒市体育協会総合S.C.の主な利用目的を教えてください。（あてはまるものすべて）
[必ず回答] [複数選択]

1. 市主催のイベント
2. 団体・サークル等でのスポーツ活動
3. 学校・通学でのスポーツ活動
4. 公園で行われるイベント等への参加
5. 個人でのスポーツ活動
6. ランニング

3

④子どもなど多様な世代のワークショップ

目的

総合公園の施設配置等を踏まえた、多様な世代の具体的な利用イメージの発想のリニューアル事業への反映

実施時期

1月31日(土) 10:00～12:00 予定（生駒市役所での開催を予定）

対象者

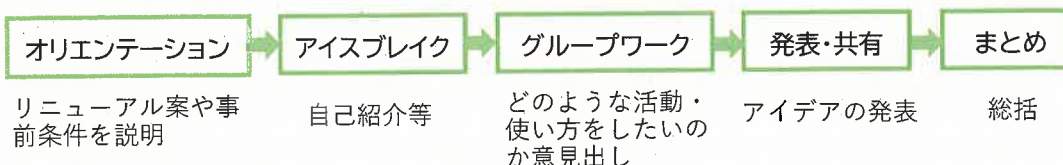
- ・ 子ども～高齢者までの生駒市民 約25人
(現在のスポーツ施設使用有無に関わらず募集)
- ・ 世代ごとのグループワーク（4グループ）
- ・ 参加者は1月広報で募集予定

内容

◆タイトル（予定）

みんなで作ろう！みんなの声を活かした新しい総合公園！

◆進め方



▼ワークショップのイメージ



4

総合公園スポーツ施設リニューアルに伴うスケジュール（案）

2025.11.4

年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
市内全施設 現況調査																
基本構想																
基本計画																
基本設計 実施設計																
体育館 建設工事																

市内全施設
現況調査

基本構想

基本計画
アンケート
スポ審意見聴取
スポ審意見聴取
利用者ヒアリング
ワークショップ
パブコム

基本設計・実施設計

体育館建設工事

共用開始

想定される新たな地域クラブ数・指導者等の登録状況

(2025.11.5現在)

競技名等	想定されるクラブ数				目標とする指導者・サポーター数		指導者・サポーター登録状況		
	合計	男女 混合	男子	女子	主希望者数	副希望者数 (サポーター含む)	登録者数 合計	主希望者数	副希望者数 (サポーター含む)
野球	3	3			3	6	5	3	2
卓球	2	2			2	4	2	1	1
ソフトテニス	7		4	3	7	14	13	7	6
テニス(硬式)	1			1	1	2	6	3	3
ハンドボール	6		4	2	6	12	5	2	3
バレーボール	3			3	3	6	7	5	2
バドミントン	2			2	2	4	4	3	1
ソフトボール	3			3	3	6	5	4	1
陸上	2	2			2	4	3	2	0
バスケットボール	4		2	2	4	8	9	5	4
サッカー	4	4			4	8	6	5	1
水泳	1	1			1	2	1	0	1
吹奏楽	7	7			7	14	9	5	4
美術	1	1			1	2	0	0	0
合計	46	20	10	16	46	92	75	45	29



令和7年度上半期活動状況

水泳



【開催内容】

日時：基本第2・4日曜日 10時～11時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：井出山屋内温水プールTACきらめき
対象：中学生

株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

サッカー



【開催内容】

日時：土曜または日曜（月6～7回程度）9時～12時
会費：2,000円/月（別途・登録料・保険料1,500円/年）
場所：生駒市立光明中学校
レジオーラ生駒：16名 光明中・生駒・緑ヶ丘・生駒南中

いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ

ラグビー



日時：基本第2・4土曜日 9時～12時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市内 生駒市スポーツ施設グラウンド等
対象：中学生13名

レスリング



日時：基本第1・3土曜日 9時～10時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,500円/年）
場所：生駒市体育協会高山S.C.多目的室
参加者：読未就学児と小学生10名 中学生6名

一財）生駒市スポーツ協会

野球



日時：基本土曜日（月4回）9時～12時
会費：1,500円/月（別途保険料要1,000円/年）
IKOMA NORTH BBC
：生駒北中・鹿ノ台中・上中・光明中
IKOMA CENTRAL BBC
：8月開始 生駒中9名・緑ヶ丘中20名
IKOMA SOUTH BBC：大瀬中・生駒南中

一財）生駒市スポーツ協会 株）東京アスレティッククラブ（TAC）
一社）リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

英語

日時：第2・4土曜日 15時30分～17時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市コミュニティセンター（セイセイビル内）
対象：小学生4名、中学生8名

8/23
駅前図書館での協
働開催事業風景



一社）リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

吹奏楽



生駒南吹奏楽クラブ

日時：基本土曜日（月4回）9時～12時
会費：1,500円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市立生駒南中学校
参加者：生駒南中学校11名・生駒北中学校0名

株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

4T（多世代・多種目・多志向・多様性）



【開催内容】

日時：第2・4土曜日 18時15分～19時45分
会費：200円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：光明中学校 体育館
対象：未就学児2名 小学生13名 中学生1名 大人4名

いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ



日時：第1・3土曜日 18時30分～20時
会費：500円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：緑ヶ丘中学校 体育館
対象：未就学児1名、小学生7名、中学生6名、大人1名

一社）リトルバイン総合型地域スポーツクラブ



生駒市新たな地域クラブ活動

生駒北中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】生駒市スポーツ協会

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

参加費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



2 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒



3 サッカー 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台中学校に通う生徒



4 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



5 バスケットボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・上中学校に通う生徒



6 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒北・鹿ノ台、女子：生駒北・鹿ノ台・上中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・生駒中学校に通う全生徒



11 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒北・鹿ノ台・上中学校に通う生徒。

女子：生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



12 吹奏楽 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所：生駒南中学校）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒北・生駒南中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃予定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐーるで7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動



鹿ノ台中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】生駒市スポーツ協会

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

参加費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



2 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒



3 サッカー 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台中学校に通う生徒



4 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



5 ハンドボール 男女

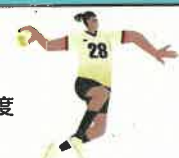
【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒北・鹿ノ台・上中に通う生徒

女子：生駒北・鹿ノ台・上・生駒・光明中に通う生徒



6 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒北・鹿ノ台中学校に通う生徒

女子：生駒北・鹿ノ台・上中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・生駒中学校に通う全生徒



11 テニス（硬式） 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

鹿ノ台中学校に通う生徒



12 吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

鹿ノ台中学校に通う生徒



13 バスケットボール 男女 開催中

【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【費用】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市教育委員会

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐ一で7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動



上中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】生駒市スポーツ協会

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【費用】

参加費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



2 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【費用】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒



3 サッカー 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

上中学校に通う生徒



4 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



5 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒北・鹿ノ台・上中に通う生徒

女子：生駒北・鹿ノ台・上・生駒・光明中に通う生徒



6 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：上中学校に通う生徒

女子：生駒北・鹿ノ台・上中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・生駒中学校に通う生徒



11 バスケットボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・上中学校に通う生徒



12 吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

上中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐーるで7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動



光明中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域の子どもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】生駒市スポーツ協会

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



2 サッカー 男女 開催中 【実施】いこま台4Tクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘・生駒南中学校に通う生徒



3 バスケットボール 男女 開催中

【実施】リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



4 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【対象】

生駒市内中学校に通う生徒



5 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



6 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

光明・緑ヶ丘中学校に通う全生徒



11 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

男子：生駒・光明中に通う生徒
女子：生駒北・鹿ノ台・上・生駒・光明中に通う生徒



12 吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

光明中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐ一で7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。

詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動



生駒中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



2 サッカー 男女 開催中 【実施】いこま台4Tクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘・生駒南中学校に通う生徒



3 バスケットボール 男女 開催中

【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



4 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒



5 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



6 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒北・鹿ノ台・上・生駒中学校に通う生徒



11 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【対象】男子 生駒・光明中学校

女子 生駒北・鹿ノ台・上・光明・生駒中学校に通う生徒



12 吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【対象】

生駒中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐーるで7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動

緑ヶ丘中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



2 サッカー 男女 開催中 【実施】いこま台4Tクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘・生駒南中学校に通う生徒



3 バスケットボール 男女 開催中

【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



4 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒



5 ソフトテニス 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

光明・生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



6 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

緑ヶ丘・光明中学校に通う生徒



11 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】男子 緑ヶ丘中学校に通う生徒

女子 緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



12 吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

緑ヶ丘中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐ一で7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。





生駒市新たな地域クラブ活動

生駒南中学校

2026

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1 野球 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】
土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】
月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
大瀬・生駒南中学校に通う生徒



2 サッカー 男女 開催中 【実施】いこま台4Tクラブ

【活動日時】
土曜・日曜・祝日（月6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】
月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
光明・生駒・緑ヶ丘・生駒南中学校に通う生徒



3 バスケットボール 男女 開催中 【実施】リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】
土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】
月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



4 水泳 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】
第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】
月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
生駒市内中学校に通う生徒



5 ソフトテニス 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】
土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】
月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
生駒南・大瀬中学校に通う生徒



6 吹奏楽 男女 開催中 【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】
土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所：生駒南中学校）

【参加費】
月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）
※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】
生駒南・生駒北中学校に通う生徒



7 卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】
生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



8 バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】
生駒南・大瀬中学校に通う生徒



9 バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】
緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



10 ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】
生駒南・大瀬中学校に通う生徒



11 ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】男子 大瀬・生駒南中学校に通う生徒
女子 緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



12 陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定
【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度
【参加校】
生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐーで7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。
詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。



生駒市新たな地域クラブ活動

2026年度（令和8年）4月より、土日における中学校の部活動に代わる活動として、生駒市新たな地域クラブを開催します。これまで学校にあった種目以外にも参加できます。多地域のこどもたちと新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しむ活動となります。

1

野球 男女 開催中

【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

大瀬・生駒南中学校に通う生徒。



2

ソフトテニス 男女 開催中

【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 1,500円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

大瀬・生駒南中学校に通う生徒



3

バスケットボール 男女 開催中

【実施】リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

【活動日時】

土曜・日曜・祝日（月4～6回程度）9時～12時
（場所は対象となる学校の施設を利用します）

【参加費】

月会費 2,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

鹿ノ台・光明・生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



4

水泳 男女 開催中

【実施】東京アスレティッククラブ

【活動日時】

第2・4日曜 10時～11時30分
（井出山屋内温水プールTACきらめき）

【参加費】

月会費 1,000円/月（別途保険料1,000円/年）

※ただし、練習用衣類・大会費用・交通費等は別途徴収

【参加校】

生駒市内中学校に通う生徒。



5

サッカー 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

大瀬中学校に通う生。



6

陸上 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



7

卓球 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

生駒・緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



8

バレーボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

大瀬・生駒南中学校に通う生徒



9

バドミントン 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



10

ソフトボール 女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

大瀬・生駒南中学校に通う生徒



11

ハンドボール 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】男子）大瀬・生駒南中学校に通う生徒

女子）緑ヶ丘・大瀬・生駒南中学校に通う生徒



12

吹奏楽 男女

【活動場所】…参加対象校で活動を想定

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

大瀬中学校に通う生徒



13

美術 男女

【活動場所】…大瀬中学校

【実施回数】…休日のいずれか月4回～6回程度

【参加校】

大瀬中学校に通う生徒



※上記内容については、今後、実施団体の枠組みや指導者の数により変わる可能性があり、確定するものではありません。

【参加費について】

現在調整中のため、今後（2月頃想定）配信する募集チラシで、詳細を案内いたします。

参加費…1,000円～3,000円/月額

保険料…1,000円～1,500円/年額

生駒市教育委員会

生駒市新たな地域クラブ活動



<中学校部活動の地域展開・地域移行の生駒市の取り組みについて>

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、奈良県では令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が定められました。

これらを背景に、生駒市では令和5年度より、土日の学校部活動の地域移行に関する、モデルとなる実施事業を行うなど取り組みを進めてきました。

改革集中期間の最終年度となる今年度は、市内の休日に活動している学校部活動について、種目ごとに協議を行い、移行後の活動形態の決定に向け進めています。市の取り組みについて、保護者の方へは、すぐ一で7月に「学校部活動の地域移行について」を動画配信及び「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を配信しました。8月には、指導者登録説明会を開催し、地域で活動している指導者や地域住民の方に、生駒市の取り組みを説明し、指導者を募っています。

現在は、準備が整った新たな地域クラブから順次活動を開始し、来年度スムーズな移行ができる様に取り組んでいます。これまでの取り組みや各クラブの活動実績等についてより詳しい内容は、生駒市のホームページよりご覧ください。



生駒市ホームページ「新たな地域クラブ活動」のページはこちらから

◆新たな地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動に関するよくある質問◆

Q.クラブの活動場所は？

A.各地域クラブへ【参加校】での活動予定となります。複数ある場合は、活動スケジュールにてお知らせされます。

*但し、その限りでない場合もあります（市内社会体育施設・文化施設等）

Q.クラブ活動の頻度は？

A.月4回程度（*土日いずれか3h）また状況によっては祝日も活動します。

*大会や試合がある場合は、月4回を超えて活動することがあります。

Q.所属校以外で活動する場合の移動手段は？

A.移動手段に関しては、保護者でご判断いただきます。行き帰りの事故等については全員が加入する保険（スポーツ安全保険）が適用されます。*自転車での移動も可能ですが、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守してください。

Q.地域クラブに入会する際の費用は？

A.月会費と保険料が発生します。また、個人にかかる登録料や備品（ユニフォームなど）等については別途費用が発生します。（地域クラブの参加費は実施団体が管理します。）

Q.クラブを体験することはできますか？

A.小学生は地域クラブによって受け入れができる場合とできない場合があります。

中学生は活動を開始しているクラブでの体験が可能です。

（詳しくは生駒市スポーツ振興課にお問い合わせください）

Q.地域クラブの入会や退会など全体システムを教えてください。

A.今後、各地域クラブを運営する実施団体（生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者等）を市教育委員会が決定します。地域クラブごとに実施団体が異なりますが、どのクラブであっても入会、退会は随時可能です。

Q.すべて地域クラブ化されるのですか？

A.土日に活動している学校部活動が、地域クラブとして活動します。

Q.どのような方が指導者になる？

A.指導者バンク（登録要件あり）に登録いただいた方を中心に、実施団体からの要望に合わせて、各地域クラブの指導やサポートをしていただきます。*各クラブに複数の指導者が登録される場合は、週替わりで指導者が交代する場合も含め複数で指導します。

Q.大会やコンクールの出場は？

A.学校部活動としての出場ではなく、地域クラブとして参加します。

<新たな地域クラブ指導者バンク>

新たな地域クラブでの指導やサポートに、ぜひご協力ください。

詳細は上記のQRコードより、ホームページをご覧ください。



生駒市新たな地域クラブ 指導者・サポーター 登録募集



／ こんな方におすすめ ／

こどもたちの
スポーツ・文化
活動に
興味がある

教育委員会
登録



地域のこども
たちの成長に
寄与したい

実施団体
所属



自分の能力を
活用したい

地域クラブ
指導



【募集概要】

対 象： 原則として生駒市・近隣市町村に在住、
在勤、在学する18歳以上の者

活動場所： 生駒市内学校施設及び体育施設・文化施設

登録基準： メイン指導者・補助スタッフ登録する種目において実技・指導経験がある方
(メイン指導者は、①過去に1年以上の指導歴がある ②学校や地域の
団体運営に携わっていた経験を有するもの。)

内 容： 中学校の部活動が地域クラブへ移行した種目での指導及び指導補助。
(大会引率・審判業務・各種講習会出席等含む)

募集種目： バスケット・ソフトボール・ソフトテニス・テニス(硬式)・サッカー・野球
卓球・ハンドボール・バドミントン・バレーボール・陸上・水泳・吹奏楽

登録後の流れ： 指導者または補助スタッフを希望する実施団体より依頼
(登録期間中、必ず依頼があるわけではございません)

謝金・旅費： 支給あり(金額は生駒市新たな地域クラブ活動謝金・旅費規程による)

近隣市町村(他府県)
の方も、大歓迎!



【問い合わせ先】

生駒市教育委員会事務局 生涯学習部
スポーツ振興課 担当:村崎・松岡
TEL: 0743-74-1111 (内線3761)
E-mail: sports@city.ikoma.lg.jp

▶指導者バンク登録は
こちらから



スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概 要

一 前文

- (1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）、(2)多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（〃）、(3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携、
- (4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念

- (1)スポーツによる地域振興の推進、(2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- (3)スポーツによる共生社会の実現、(4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等

- ・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。
- ・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四 地方スポーツ推進計画

- ・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記
- ・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五 基本的施策

1 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

- (1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
- (2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
- (3)スポーツに関する諸科学の例示の追加
- (4)スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等
- (5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
- (6)スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

- (1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
- (2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正

- (1)名称の変更（全国パラスポーツ大会等）、(2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等、
- (3)国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保、(4)企業等が果たす役割の明示

4 スポーツの公正及び公平の確保等

- (1)暴力等の防止、(2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、(3)ドーピング防止活動の推進、
- (4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六 スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概 要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。

◎ スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○ スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
目次		目次	
前文		前文	
第一章・第二章 [略]		第一章・第二章 [略]	
第三章 基本的施策		第三章 基本的施策	
第一節 [略]		第一節 [略]	
第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条の二)		第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)	
第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十八条)		第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)	
第四節 スポーツの公正及び公平の確保等(第二十九条―第二十九条の五)		〔新設〕	
第四章 [略]		第四章 [略]	
第五章 国の補助等(第三十三条―第三十六条)		第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)	
附則		附則	
〔略〕		〔略〕	
スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯		スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯	

にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

〔略〕

〔略〕

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与

にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

〔略〕

〔略〕

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

〔略〕

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

〔略〕

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

〔略〕

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

〔略〕

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 〔略〕

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

2 〔略〕

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7
〔略〕

8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ団体の努力）

第五条 〔略〕

2| スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

〔削る〕

7
〔略〕

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ団体の努力）

第五条 〔略〕

2| スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3| スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働) 第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。 (地方スポーツ推進計画) 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。		(関係者相互の連携及び協働) 第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。 (地方スポーツ推進計画) 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。	
3	[略]	2	[新設] [略]

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 [略]

2 [略]

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによつて生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 [略]

2 [略]

[新設]

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによつて生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[新設]

候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2
〔略〕

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2
〔略〕

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活

〔新設〕

用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用を努めるものとする。

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、

〔新設〕

生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、

〔新設〕

中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下

この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2| 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、

〔新設〕

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が

住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保〕

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実〕

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2| スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨と

行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

して、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国パラスポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

第三節 競技水準の向上等

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 [略]

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障害がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 [略]

[新設]

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大

等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る

学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従つてドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔ドーピング防止活動の推進〕

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決〕

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ

〔新設〕

〔新設〕

つ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2| スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

- 第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

- 2| スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

〔新設〕

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 〔略〕

2・3 〔略〕

〔スポーツの振興のために必要な資金等〕

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

○ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（関係者相互の連携及び協働） 第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（平成三十年十一月十六日に一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構という名称で設立された法人をいう）、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。	（関係者相互の連携及び協働） 第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

○生駒市スポーツ推進審議会条例

平成8年6月26日
条例第23号

〔生駒市スポーツ振興審議会条例〕をここに公布する。

生駒市スポーツ推進審議会条例
(平23条例16・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例16・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例16・一部改正)

(定数)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

(平23条例16・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成23年9月条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の生駒市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により委嘱された委員とみなす。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)」 に関するパブリックコメントの実施状況について

■経緯

学校体育施設の開放事業につきましては、学校のご理解とご協力により、地域の住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に関係する地域の団体に施設を開放していただけてきました。

しかし、使用可能な団体や区分、時間帯等が学校ごとの判断により運用されたことにより、学校ごとに異なるルールが定着し混乱が生じています。また、台帳による使用団体の管理や調整、使用するための申し込み手続きや鍵の受け渡し等の業務や鍵の紛失等のトラブル対応が発生し、学校職員の負担が大きく、学校における働き方改革の一環により、運用のあり方の改善が求められています。さらに、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、金銭的な負担が増加しています。また、現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のままでの学校体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となりました。

見直しにあたり、(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行い、学校開放事業を市民の方々に分かりやすいものとし、施設の維持管理費、光熱水費等、事業にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただくことで、今後も継続して、学校体育施設の開放事業を運用していきたいと考えています。

併せて、申請方法や鍵のデジタル化により、施設使用の予約から開錠施錠までを学校職員に頼らない仕組みを整えていきます。

■意見募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)

■意見募集対象

(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)

■意見の提出方法

「入力フォーム」、「郵送」、「ファクス」、「窓口へ持参」

■今後の予定

令和7年生駒市議会12月定例会に条例提出

令和7年生駒市議会12月定例会で可決された場合は、令和8年4月1日施行予定